

# 社会福祉法人 日向和田保育園 役員等報酬・旅費規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人日向和田保育園（以下「本園」という。）の役員及び委員の報酬及び旅費等について定めるものである。

## (定義)

第2条 本規程でいう役員及び委員とは、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員及び苦情解決第三者委員（以下「役員等」という。）をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

## (役員等の出席報酬)

第3条 第2条第1項で規定する役員等が本園の業務のため出席する場合は、予算の範囲内において別表第1により1日分の報酬を支払うことができる。

## (報酬の支給時期及び支給方法)

第4条 役員等に支給する報酬は、年度末までに現金により支給する。

## (マイナンバーの通知)

第5条 役員等は、理事長にマイナンバーを通知しなければならない。

2 理事長は、役員等に対して、本人確認のために写真付きの身分証明書（例：運転免許証等）の提示を求めることができる。

## (マイナンバーの利用)

第6条 理事長は、役員等のマイナンバーについて、次に示す手続きに利用することができる。

(1) 給与所得に係る源泉徴収票作成事務

## (旅費)

第7条 役員等が業務のため出張する場合は、旅費として交通実費を支給する。なお、業務のため宿泊研修会に参加する場合は、交通実費と宿泊料13,000円を支給する。

2 特別の事情により前項の規定により難しいときは、その事情を考慮し、増額支給をすることができる。

## (旅費の支給方法)

第8条 旅費は、原則として任務終了後に支給するが、必要により出張前に概算額を支給し、帰任後精算する方法によることができる。

## (適用除外)

第9条 本園の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

## (改正)

第10条 本規程の改正は、理事会の決定を経て評議員会の議決を得なければならない。

## 付 則

1 この規程は、令和2年6月16日に全部改正し、同日から施行する。

2 社会福祉法人日向和田保育園役員等報酬・旅費規程（平成25年5月28日制定）は令和2年6月16日に廃止する。

別表第1（日額）

区 分	内 容	報 酬 (1日分)
理事長及び理事	理事会等及び日向和田保育園の事業に出席	5, 3 4 0 円
監 事	監査会、理事会等及び日向和田保育園の事業に出席	5, 3 4 0 円
評議員	評議員会に出席	5, 3 4 0 円
評議員選任・解任委員	評議員選任・解任委員会に出席	3, 1 1 0 円
苦情解決第三者委員	苦情解決第三者委員会に出席	3, 1 1 0 円